



保 福 第 2 3 2 1 - 4 号
令 和 4 年 8 月 2 3 日
(保 健 医 療 福 祉 課 扱 い)

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大並びに医療提供体制の逼迫に係る知事メッセージの周知について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

県では、8月3日に「BA.5対策強化宣言」を発令しましたが、依然として新規感染者は増加傾向にあり、病床使用率も高い水準で推移しています。

このことなどを受け、22日、鹿児島県知事緊急メッセージ「新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大並びに医療提供体制の逼迫に伴う県民の皆様へのお願い」を発出しました。

については、別添新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大並びに医療提供体制の逼迫に係る知事メッセージの発出について（依頼）」（令和4年8月23日付け保福第231号）について、貴職におかれましても趣旨を御理解の上、医療機関へ周知してくださるようよろしくお願い申し上げます。

なお、鹿児島県医師会、鹿児島県（市郡）歯科医師会、鹿児島大学病院及び医療法人徳洲会が開設する病院・診療所へは別途依頼しました。

問合せ先

保健医療福祉課 医務係

TEL : 099(286)2707

保 福 第 2 3 1 号
令 和 4 年 8 月 2 3 日
(保健医療福祉課扱い)

各医療機関 管理者 様

鹿児島県くらし保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大並びに医療提供体制の逼迫に係る知事メッセージの発出について (依頼)

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力をいただき感謝申し上げます。

県では、8月3日に「BA. 5対策強化宣言」を発令しましたが、依然として新規感染者は増加傾向にあり、病床使用率も高い水準で推移しています。

このことなどを受け、22日、鹿児島県知事緊急メッセージ「新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大並びに医療提供体制の逼迫に伴う県民の皆様へのお願い」を発出しました。

各医療機関におかれましては、引き続き、感染拡大防止のための取組と適正な医療の提供に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、知事メッセージにつきましては、県ホームページに掲載されておりますので、参考にしてください。

○県ホームページアドレス (参考)

https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/220822_chijimessage.html
ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症

連絡先

保健医療福祉課医務係 古川

電話：099-286-2707

E-mail imushika@pref.kagoshima.lg.jp

新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大並びに、
医療提供体制の逼迫に伴う県民の皆様へのお願い

令和4年8月22日

(新型コロナ対策課・新型コロナ調整課)

■「BA. 5対策強化宣言」の発令

- 本県におきましては、新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大が継続し、医療提供体制が逼迫してきていることなどを受けまして、8月3日に「BA. 5対策強化宣言」を発令し、県民の皆様へ、感染防止対策の徹底や医療現場を守る取組についてのご理解とご協力をお願いしてきたところであります。

■感染状況

- しかしながら、新規感染者数につきましては、この宣言の発令以降も増加傾向にあり、3,000人台から4,000人台と非常に高い水準で推移しております。
- この感染につきましては、離島を含め、県内各地で拡大しております。また、全ての年代で感染者が増加しておりますが、特に、高齢者層の感染者数が増えており、その割合は、7月には15パーセントであったものが、8月には20パーセントを超える水準となっております。

■医療提供体制の状況

- 受入病床につきましては、これまでもその確保に努め、今年度31床を増やし、現在751床を確保しているところであります。今般、病床のフェーズを最も高い緊急フェーズⅡに引き上げましたが、病床使用率は、20日時点で61.9パーセントと高い水準で推移しております。また、重症患者は、8月に入り増加し、20日現在で12人、酸素投与が必要な中等症Ⅱの患者も114人と多い状況となっております。
- また、高齢で基礎疾患のある方が、死亡されるケースも増えてきており、8月の死亡者はこれまでで119人と月別では過去最多となっております。

○ 県としては、今後とも新型コロナに感染された方で入院の必要な方が入院できるよう、更なる病床の確保に努めてまいります。受入医療機関においては、新型コロナ感染や濃厚接触等により出勤できない医療従事者が急増し、医療機関への負荷が一段と高まってきております。

○ このような中で、県民の皆様の命を守るために、現場の最前線で日夜献身的に貢献していただいております医師・看護師等の医療従事者の皆様方、そして感染防止にご協力いただいている全ての関係者、県民の皆様に改めて感謝を申し上げます。

○ ただ、この状況が続きますと、コロナ以外の重篤な病気の治療や手術を含め、県民の皆様への医療サービスを十分に提供できなくなることが懸念されます。何としても、県民の皆様と一丸となって今この感染拡大を食い止めなければならないと考えております。改めて、県民の皆様に感染防止や医療提供体制の維持のためのご協力をお願いいたします。

■県民への協力要請（基本的な感染防止対策の徹底）

○ 夏休み、お盆の期間中における人の移動が活発化し、人との接触機会が増加したことに起因する感染が増えていると思われま

○ 県民の皆様におかれましては、移動・外出の際は体調管理をしっかりに行い、喉の痛みや倦怠感など少しでも体調の異変を感じた場合は、移動・外出を控え、かかりつけ医等の地域の医療機関に相談をお願いいたします。

○ また、最大級の警戒感をもって、こまめな手洗いや手指消毒、換気の徹底、場面に応じた正しいマスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

■県民への協力要請（無料PCR検査の活用）

○ 県では、8月末までとしていた無料のPCR検査を9月末まで延長いたしました。県下264か所において実施しておりますので、イベントに参加される際、離島を訪問される際、帰省などで高齢の親族の方等と会う際には積極的な活用をお願いいたします。

また、無症状であっても感染の不安のある方は、移動を控え、

無料検査等をご活用いただきたいと思います。

■県民への協力要請（ワクチンの早期接種）

- 本県におけるワクチンの3回目接種率は依然として若年層での割合が低い状況となっております。
- 専門家によりますと、ワクチン接種については、3回接種した場合、発症リスクが半減し、小児も含めて、重症化予防を図るメリットの方が、接種後の副反応の懸念よりも大きいとされております。また、妊婦に対するワクチンは、妊婦・胎児双方に効果があるとされております。
- ご自身の健康を守るため、また高齢者の方や小さいお子さん・大切な方への感染予防として、ワクチンの接種について積極的にご検討いただき、希望される方は、早めの接種をお願いいたします。

■高齢者等の皆様へ

- 家庭内での子どもからその親や祖父母への感染が確認されているほか、医療機関・高齢者施設内において、高齢者が感染するケースが増加してきております。
重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方、妊娠中の方、また、これらの方々と日常的に接する同居家族の方や、高齢者施設や医療機関に従事されている方は、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を避けるなど、感染リスクの高い行動を控えていただきたいと思います。
- 家庭内での会食等を起因とする感染も確認されております。
帰省などで高齢の親族等と会われる場合は、無料のPCR検査等をご活用の上、面会前の感染リスクの高い行動も控えていただきますとともに、会食する際は、マスク会食を徹底してください。
- また、4回目のワクチン接種により、重症化予防効果が得られると言われております。3回目接種から5ヶ月以上経過した60歳以上の方で、希望される方は早めの接種をお願いいたします。

■高齢者施設等における感染防止対策

- 高齢者施設等の事業者におかれましては、面会は、オンライン面会など、感染のおそれのない対応をお願いいたします。
- 高齢者施設等において、職員から感染が広がったケースが見られます。外部からウイルスが侵入することがないように、高齢者施設等に新型コロナウイルスを「持ち込まない」「持ち込ませない」「拡げない」の『3ない運動』に引き続き取り組んでいただくとともに、健康管理をしっかりと行い、職員の体調不良時は出勤を控える等の対策を改めて徹底してください。
- 併せて、食事や喫煙、入浴の際は会話せずに、いわゆる「黙食」「黙煙」「黙浴」の『3つの黙』の徹底や、これらの人が集まる場所では、換気の徹底もお願いいたします。
- また、「コロナ対策チェックリスト」による点検、対策の徹底をお願いいたします。
- 県では、特に重症化リスクが高く、かつ、クラスターが発生しやすい高齢者施設等における感染対策として、各施設に抗原定性検査キットを配付することとしております。
9月初旬から、各施設へ順次配送いたしますので、事業者の皆様におかれましては、従事者等に対して、定期的、かつ、集中的に検査を実施していただきますようお願いいたします。
- 施設内で感染が確認され、医師等の判断で施設内療養をする場合は、速やかに医師や看護師による往診等が受けられるよう、協力医療機関や地域の医師会と連携して、医療サービス提供に万全を期していただくようお願いいたします。

■医療を守るために（医療機関の適正受診）

- 次に、県民の皆様には本県の医療を守るための行動についてお願いいたします。
- 現在、感染者の急増により医療機関への負荷が急速に高まっております。
本県の救急医療の維持・確保のため、軽い発熱や喉の痛みといった軽症の方は、なるべく平日、日中の受診をお願いいたします。

- 特に療養解除時や濃厚接触者となった場合の陰性証明のための検査など、検査のみを目的とした受診はお控えください。
また、事業者におかれましては、従業員等に対して、これらの陰性証明を求めないよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。
- 一方で、息苦しさや意識がはっきりしないなど、重い症状が見られる場合は、速やかにかかりつけ医等の地域の医療機関に相談や受診をお願いいたします。
- また、新型コロナの陽性が疑われる方で救急車を呼ぶか迷う場合は、119番通報をする前に、24時間対応の受診・相談センターに電話でご相談ください。
- 県では、夜間における小児の急な病気などについては、看護師等が応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行う「鹿児島県小児救急電話相談（#8000）」を設置していますので、ご活用ください。

■ 診療・検査医療機関等への抗原定性検査キットの緊急配布等

- 診療・検査医療機関等において診察が効率的に行われるよう、国から配分された抗原定性検査キットを診療・検査医療機関等に緊急的に配布しております。
診療・検査医療機関等におかれましては、症状のある患者への診療時の検査にご活用いただきたいと考えております。
- また、かかりつけ医や一般診療機関におかれましても、診療や解熱剤等の処方など、できる限り、コロナ医療の処置をお願いいたします。

■ みなし陽性の適用

- また、診療・検査医療機関の負担を軽くするため、陽性者の同居家族などが有症状となった場合には、医師の判断により、PCR検査や抗原検査等を行わず、臨床症状で診断する、いわゆる「みなし陽性」を本県におきましても臨時的に導入することといたします。

■ 退院基準を満たす前の転院等

- また、国は、医療提供体制の逼迫を回避するために、早期退院の目安を4日とし、退院後の療養先として、転院や宿泊療養施

設、自宅療養を可能としております。

本県におきましても、国の示した早期退院の運用を行い、退院後の療養先として、まずは宿泊療養施設を活用し、医師の判断と本人の希望により、自宅での療養もできることといたします。

■医療機関の皆様へ

- 医療従事者の感染も多く確認されております。医療従事者の皆様におかれましては、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

- 診療・検査機関等に配布する抗原定性検査キットにつきましては、医療従事者への集中的検査にもご活用いただけます。

■フォローアップセンターの整備状況

- 県では、陽性者が安心して自宅で過ごすために必要な健康観察や専用の相談対応を全県的に一括して行う体制の構築を進めてきております。
8月29日に「コロナ・フォローアップセンター鹿児島」を開設し、自宅で療養する方を対象に健康観察や相談対応、パルスオキシメーターや生活支援物資の配送などの全業務を開始することといたします。

■終わりに

- 本県は、これまでに経験したことのない事態を迎えており、現在の感染状況が続くと、医療崩壊が現実のものとなるのではないかと大変強い危機感を持っております。

- 県としては、引き続き全力をあげて、新型コロナウイルス感染症の感染防止や医療提供体制の確保にむけた取組を進めてまいります。

- 新型コロナウイルス感染症に対する強い危機感を今一度共有いただき、ご自身だけではなく、大切なご家族や友人、周りの方々の健康や命を守る行動をとっていただきますよう、皆様方のご理解・ご協力をお願い申し上げます。